

# 地質調査業務共通仕様書

令和5年8月

富山県土木部

## 地質調査業務共通仕様書 目次

## 第1章 総則

第101条	適用	1-1
第102条	用語の定義	1-1
第103条	受発注者の責務	1-3
第104条	業務の着手	1-3
第105条	設計図書の支給及び点検	1-3
第106条	調査職員	1-4
第107条	管理技術者	1-4
第108条	照査技術者及び照査の実施	1-4
第109条	担当技術者	1-5
第110条	提出書類	1-5
第111条	打合せ等	1-6
第112条	業務計画書	1-6
第113条	資料等の貸与及び返却	1-7
第114条	関係官公庁への手続き等	1-7
第115条	地元関係者との交渉等	1-7
第116条	土地への立入り等	1-8
第117条	作業の進め方及び調査地点の確認	1-8
第118条	成果品の提出	1-9
第119条	関係法令及び条例の遵守	1-9
第120条	検査	1-9
第121条	修補	1-9
第122条	後片付け	1-10
第123条	条件変更等	1-10
第124条	契約変更	1-10
第125条	履行期間の変更	1-10
第126条	一時中止	1-10
第127条	発注者の賠償責任	1-11
第128条	受注者の賠償責任	1-11
第129条	部分使用	1-11
第130条	再委託	1-11
第131条	成果品の使用等	1-12
第132条	守秘義務	1-12
第133条	個人情報取扱特記事項	1-12
第134条	安全等の確保	1-15
第135条	臨機の措置	1-16
第136条	履行報告	1-16
第137条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1-16
第138条	行政情報流出防止対策の強化	1-16
第139条	暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置	1-17
第140条	保険加入の義務	1-17
第201条	目的	2-1
第202条	土質の分類	2-1
第203条	調査等	2-1
第204条	成果品	2-2
第301条	目的	3-1
第302条	採取方法	3-1
第303条	試料の取扱い	3-1
第304条	成果品	3-1
第401条	目的	4-1
第402条	試験等	4-1
第403条	成果品	4-1
第404条	目的	4-1
第405条	試験等	4-1
第406条	成果品	4-1

## 第2章 機械ボーリング

## 第3章 サンプリング

## 第4章 サウンディング 第1節 標準貫入試験

第2節 スクリューウェイト貫入  
試験（旧スウェーデン式  
サウンディング試験）

	第3節	機械式コーン (ハンダ式二重管コーン) 貫入試験	第407条 第408条 第409条	目的 試験等 成果品	4-2 4-2 4-2
	第4節	ポータブルコーン 貫入試験	第410条 第411条 第412条	目的 試験等 成果品	4-2 4-2 4-2
	第5節	簡易動的コーン 貫入試験	第413条 第414条 第415条	目的 試験等 成果品	4-3 4-3 4-3
第5章	原位置試験	第1節	孔内水平載荷試験 (プレッシャーメータ試験)	第501条 第502条 第503条	目的 試験等 成果品
		第2節	地盤の平板載荷試験	第504条 第505条 第506条	目的 試験等 成果品
		第3節	現場密度測定 (砂置換法)	第507条 第508条 第509条	目的 試験等 成果品
		第4節	現場密度測定 (R I 法)	第510条 第511条 第512条	目的 試験等 成果品
		第5節	現場透水試験	第513条 第514条 第515条	目的 試験等 成果品
		第6節	ルジオン試験	第516条 第517条 第518条	目的 試験等 成果品
		第7節	速度検層	第519条 第520条 第521条	目的 試験等 成果品
		第8節	電気検層	第522条 第523条 第524条	目的 試験等 成果品
第6章	解析等調査業務			第601条 第602条 第603条	目的 業務内容 成果品
第7章	軟弱地盤技術解析			第701条 第702条 第703条	目的 業務内容 成果品
第8章	物理探査	第1節	弾性波探査	第801条 第802条	目的 業務内容
		第2節	電気探査 (比抵抗二次元探査)	第803条 第804条	目的 業務内容
第9章	地すべり調査			第901条 第902条 第903条 第904条 第905条 第906条 第907条 第908条	目的 計画準備 地下水調査 移動変形調査 雨量観測 解析 対策工法選定 報告書作成
第10章	地形・地表地質踏査			第1001条 第1002条 第1003条	目的 業務内容 成果品
第11章	杭打ち試験	第1節	杭打ち試験	第1101条	要旨

- 26 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- 27 書面とは、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 28 照査とは、受注者が、発注条件、調査結果等の確認及び解析等の検算をすることをいう。
- 29 検査とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務等の完了を確認することをいう。
- 30 打合せとは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 31 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 32 協力者とは、受注者が調査業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 33 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 34 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 35 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第103条 受発注者の責務

- 1 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
- 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
- 3 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

### 第104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に調査業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が調査業務等の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

### 第105条 設計図書の支給及び点検

- 1 受注者からの要求があった場合で、調査職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に報告し、その指示を受

3 受注者は、契約時又は変更時において、委託料が500万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### 第111条 打合せ等

1 調査業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2 調査業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、打合せを行うものとし、その結果について受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。

5 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

#### 第112条 業務計画書

1 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

また、これを変更する場合も同様とする。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)業務場所

(2)業務内容及び方法

者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第112条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
  - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
  - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
  - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

### **第139条 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置**

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

### **第140条 保険加入の義務**

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(10) 試料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。

試料を採取しない場合はノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。

ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。

※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。

※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

## 5 検尺

(1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、調査職員と協議するものとする。

(2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として調査職員立会いもしくは遠隔臨場のうえ、ロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

## 6 その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

## 第204条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

(1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）。

(2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項を、ボーリング柱状図作成要領（案）に従い、柱状図に整理し提出したもの。但し、電子納品する場合は、電子納品運用ガイドライン（案）に従い電子柱状図及び電子簡易柱状図に整理したもの。

(3) 採取したコアで標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入したもの。尚、未固結の試料は、1 m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納すること。

(4) コア写真で、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理したもの。

## 第4章 サウンディング

### 第1節 標準貫入試験

#### 第401条 目的

標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締め具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

#### 第402条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
- 2 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
- 3 試験は、原則として1 mごとに実施すること。ただし、サンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
- 4 打込完了後ロッドは、1回転以上してからサンプラーを静かに引き上げなければならない。
- 5 サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

#### 第403条 成果品

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及び「地質・土質電子納品要領（案）」、またはボーリング柱状図作成要領（案）に従って整理し提出するものとする。

### 第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）

#### 第404条 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧 スウェーデン式 サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締め具合または土層の構成を判定することを目的とする。

#### 第405条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。
- 2 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
- 3 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は調査職員と協議しなければならない。
- 4 試験終了後、地下水が認められた場合、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

#### 第406条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）。
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験方



法（旧 スウェーデン式サウンディング試験方法））に準拠して整理し提出するものとする。

### 第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

#### 第407条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

#### 第408条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
- 2 先端抵抗測定中および外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するものとする。
- 3 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は、調査職員と協議するものとする。

#### 第409条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用してJIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）に準拠して整理するものとする。

### 第4節 ポータブルコーン貫入試験

#### 第410条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締め具合を判定することを目的とする。

#### 第411条 試験等

- 1 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
- 2 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
- 3 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
- 4 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として3mまでとする。

#### 第412条 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果を地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）に準拠して整理したもの。